

# ご旅行条件書

この旅行条件はエースJTBなど本文第2項に掲げる各社の募集型企画旅行に適用させていただきます。

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、以下の各社のうちパンフレットに記載する旅行会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (株)シェイティーピー(東京都品川区東品川2-3-11觀光庁長官登録旅行業第64号)
- (株)JTB東日本内旅行企画(東京都品川区東品川2-3-11觀光庁長官登録旅行業第1955号)
- (株)シェイティーピーサンアンドサン西日本(大阪市中央区南本町2-3-12觀光庁長官登録旅行業第803号)
- (株)JTB北海道(札幌市中央区北1条6-1-2觀光庁長官登録旅行業第978号)
- (株)JTB東北(仙台市青葉区三番町3-7-23觀光庁長官登録旅行業第1573号)
- (株)JTB関東(さいたま市中央区新都心11-2觀光庁長官登録旅行業第1578号)
- (株)JTB首都圏(東京都品川区上大崎2-24-9觀光庁長官登録旅行業第1759号)
- (株)JTBゴーレゼント(東京都千代田区霞が関3-2-5觀光庁長官登録旅行業第1767号)
- (株)JTB中部(名古屋市中村区名駅1-1-4觀光庁長官登録旅行業第1762号)
- (株)JTB東海(名古屋市中村区名駅1-1-4觀光庁長官登録旅行業第1763号)
- (株)JTB西日本(大阪市中央区久太郎町2-1-25觀光庁長官登録旅行業第1768号)
- (株)JTB関西(大阪市中央区久太郎町2-1-25觀光庁長官登録旅行業第1775号)
- (株)JTB中国(広島市中区紙屋町2-1-22觀光庁長官登録旅行業第1769号)
- (株)JTB九州(福岡市中央区長崎1-1-35觀光庁長官登録旅行業第1770号)
- (株)JTB沖縄(那覇市おもろまち4-19-30觀光庁長官登録旅行業第1492号)
- (株)JTBグローバルマーケティング&トラベル(東京都品川区東品川2-3-11觀光庁長官登録旅行業第1723号)
- (株)JTBビジネスノイバーターズ(東京都品川区東品川2-3-11觀光庁長官登録旅行業第1766号)
- (株)JTBガイアレック(東京都豊島区南池袋2-43-19觀光庁長官登録旅行業第712号)
- (株)JTBグラムズ&サービス(東京都渋谷区神宮前5-7-20觀光庁長官登録旅行業第1747号)
- (株)JTBピネストラルリージョン(東京都墨田区豊洲5-6-2觀光庁長官登録旅行業第1571号)
- (株)JTBコミュニケーションズ(東京都渋谷区芝3-23-1東京都知事登録旅行業第2-716号)

- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができますように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び、当社旅行業執務募集型企画旅行契約の部(以下「当社規約」といいます。)によります。

## 3-1. 行程のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当社又は「受託販売欄」に記載された当社の受託営業所(以下「当社」といいます。)にて必要な事項をお申込みください。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入してお申込みいたします。申込金は旅行代金をお支払いいただくときには、その一部として取り入れることになります。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承認し申込金を受領したときに成立いたします。
- (2)当社では電話・郵便及びクレジットなどの他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合は予約の時点では契約は成立しておらず、当社から予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなれない場合、当社はお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (3)ネットで予約・店舗でお支払いをする場合には当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して2日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなれない場合、当社はお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (4)旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社からが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申込みの場合、申込金のお支払い後、当社からお客様との旅行契約を承認する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- (5)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (6)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (7)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (8)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

当社はお申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点での旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます。)をすることができます。

- (1)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます。)を確認のうえ、申込書と申込金相当額ををご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- (2)当社は、前(1)の申込書と申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結を承認した旨を通知することとともに預り金を申込金に充当します。
- (3)旅行契約は、当社が前(2)により、旅行契約の締結を承認した旨の通知を当社がお客様にした時(ただし、この通知が電子承認通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。
- (4)当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承認できなかつた場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (5)当社は、ウェイティング期間内に当社が旅行契約の締結を承認する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があつた場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。

## 4. お申込み条件

- (1)20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年令、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする

- 場合があります。
- (3)お客様が暴力團員、暴力團関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、その参加をお断りする場合があります。
  - (4)お客様が当社に対する暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動を妨害するなどの行為を行つた場合は、ご参加をお断りする場合があります。
  - (5)お客様が風流を説いたり、偽計や威力を用いて当社からの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行つた場合は、ご参加をお断りする場合があります。
  - (6)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になつていている方や心身に障がいのある方、アルギニン・動物・レギュラーのある方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他の特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申込みください。旅行契約の成立後にあらかじめ状況になつた場合も直ちにお申出ください。お客様がお申込みの際は、お申込みの際は、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申出ください。案内申上しますので、旅行中に必要となる措置の内容についてお問い合わせください。
  - (7)前号のお申出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせい、又は書面でそれらを申し出してください。
  - (8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者と一緒に医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申込みいただいた措置を手配することができるなくこの場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。お申込みからのお申出に際して、当社がお客様のために講じた特別な措置による費用は原則としてお客様の負担となります。
  - (9)当社は(1)(2)(6)(7)(8)の前号の場合は、当社よりお客様にご連絡が必要となる場合は、(1)はお申込みの日から、(6)(7)(8)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
  - (10)お客様がご旅行中に病気、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になつたと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
  - (11)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。ただし、コースによる別行動は原則としてできません。
  - (12)お客様がご旅行中に迷路を迷惑し、又は固体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご連絡をお断りする場合があります。
  - (13)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

## 5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット等により構成されます。
- (2)本旅行条件書は、旅行条件書と同様に、旅行日程表と同様に、旅行の実施場所を記載する書類等に記載する確定情報を記載した最終旅行日程表を遡ることで旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してからかほつて7日前以降の場合、お申込みが旅行開始日の前日にお渡しします。

## 6. 旅行代金のお支払い

- (1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼつて13日前にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼつて13日前にあたる日より前にお申込みの場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼつて13日前にあたる日より前にお支払いいただきます。お客様が第24項(2)に規定する旅行契約を締結しない場合であります。お客様が手配機関等のカード会員登録の承認があるときは、提携会社のカードによりお客様の署名無くして旅行代金(申込金)追加代金として表示したものを含みます)より第14項に規定する取消料・違約料・第10項に規定されている追加料金及び第13項記載の交換手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

## 7. 旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとお代金、6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、ごども代金となります。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3)旅行代金は、第3項の「申込金」、第14項(1)の「取消料」、第14項(3)の「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集廣告とはパンフレットにおける「旅行代金」(又は基本代金)として表示した金額「プラス「追加代金」として表示した金額)「マイナス「引代金」として表示した金額」となります。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料、料金等の諸費用。
- (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心配。
- (3)その他パンフレット等においては、旅行代金に含まれる旨表示したもの。
- (4)上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項(1)から(3)のは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1)超過手荷物料金(特定の重量を越える個数を超過する分について)。

- (2)空港施設使用料等。(パンフレット等に示す空港施設を除きます)。

- (3)クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う料金、サービス料。

- (4)ご希望者のみ参加されるオプショナル・ツア(別途料金の小旅行)の料金。

- (5)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)。

- (6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

## 10. 追加代金

- (1)「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)
  - (1)パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
  - (2)「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
  - (3)パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
  - (4)パンフレット等で当社が「スーパー・シート追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する追加料金。
  - (5)パンフレット等で「×××××追加代金」と称するもの(ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨のパンフレット等に記載した場合の追加代金等)。

## 11. 旅行契約内容の変更

- 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を阻害するため止むを得ないときは、お客様が当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行代金等の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更いたします。

## 12. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後に、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1)20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。

- (2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年令、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。またこの場合は、旅行代金の改訂差額だけ旅行代金の前日から起算してからかほつて15日前にまであります。
- (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大額減額がなされるときは、本項(1)の定めるところによる減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のための手数料等)に支払うべき費用を含みます)が増加したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (4)第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のための手数料等)に支払うべき費用を含みます)が増加したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を記載した場合に、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 13. お客様の交替

- お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、この場合、お客様は所定の事項を記載した上、当社に提出していただきます。この際、交替に伴う手数料として所定の金額をいきます。(既に航空券を発行している場合は、別途再発券にかかる費用を請求する場合があります)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するとの理由により、交替を実施する場合があります。

## 14. 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはパンフレット記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
- (2)当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (3)旅行代金が日程までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解消する切の権利及び義務を承継するとの理由により、交替を実施する場合があります。
- (4)お客様のご都合による出発日および運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を收取します。

## 15. 旅行開始前の解除

- (1)お客様の解除権
  - (1)お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けします。
  - (2)お客様はご都合による取消料をそのままお支払いただきます。
- (2)旅行代金の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (3)旅行代金が日程までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解消する切の権利及び義務を承継するとの理由により、交替を実施する場合があります。

## 16. 旅行開始後の解除

- (1)お客様の解除権
  - (1)お客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなします。
  - (2)お客様が不払い戻しの責任由由にパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられなかった場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当社に不能になります。
  - (3)本項(1)の(2)の場合においては、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなつた部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該旅行サービスが当社の責に帰すべき事由によつて取消されたり、違約料その他の既に支払い、又はこれまで支払わなければならぬ費用に係る金額を差し引いたとき。
- (2)当社の解除権
  - (1)当社がパンフレットに掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除する場合があります。
  - (2)お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられない場合は、お客様が持病による迷路を迷惑し、又は団体行動の円滑な実施を妨げます。
  - (3)お客様が契約内容に適合しないとき。
  - (4)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (5)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (6)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (7)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (8)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (9)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (10)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (11)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (12)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (13)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (14)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (15)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (16)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (17)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (18)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (19)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (20)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (21)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (22)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (23)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (24)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (25)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (26)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (27)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (28)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (29)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (30)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (31)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (32)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (33)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (34)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (35)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (36)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (37)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (38)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (39)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (40)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (41)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (42)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (43)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (44)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (45)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (46)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (47)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (48)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (49)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (50)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (51)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (52)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (53)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (54)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (55)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (56)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (57)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (58)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (59)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (60)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (61)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (62)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (63)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (64)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (65)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (66)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (67)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (68)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (69)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (70)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (71)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (72)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (73)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (74)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (75)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (76)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (77)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (78)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (79)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (80)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (81)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (82)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (83)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (84)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (85)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (86)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (87)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (88)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (89)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (90)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (91)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (92)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (93)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (94)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (95)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (96)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (97)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (98)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (99)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (100)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (101)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (102)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (103)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (104)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき。
  - (105)お客様が年齢を超過する場合においては、当社が明らかになつたとき

